附則

（施行期日）

1　この省令は公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

別表第二（第八号様式）　旅　費　精　算　請　求　書

支出官等 殿	請求者	所属部局課（又は所属団体）	官職（又は職業）	職務の級	氏　名	旅行命令権者の確認

概　算　額	精　算　額	差　引　額
円	円	円

旅費精算額の計算内容は、令和　年　月　日付旅費概算請求書の計算内容と同じである。

備考	

上記のとおり令和　年　月　日付旅行命令等に基く概算払旅費を精算します。

令和　年　月　日

用紙寸法　日本産業規格A列4

備考　必要があるときは、各欄の配置に所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

別表第二（第八号様式）　旅　費　精　算　請　求　書

支出官等 殿	請求者	所属部局課（又は所属団体）	官職（又は職業）	職務の級	氏　名	旅行命令権者印
					㊞	

概　算　額	精　算　額	差　引　額
円	円	円

旅費精算額の計算内容は、令和　年　月　日付旅費概算請求書の計算内容と同じである。

備考	

上記のとおり令和　年　月　日付旅行命令等に基く概算払旅費を精算します。

令和　年　月　日

用紙寸法　日本産業規格A列4

備考　1．必要があるときは、各欄の配置に所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
2．電磁的記録により作成する場合における押印は、氏名又は名称を明らかにする措置であつて各庁の長が定めるものをもつて当該押印に代えることができる。